

告 示

埼玉県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業古利根堰地区（農村地域防災減災事業・地域防災機能増進事業・土地改良施設耐震対策事業）緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

令和元年六月三日から

令和元年七月一日まで

二 縦覧場所

春日部市役所

越谷市役所

草加市役所

八潮市役所

三郷市役所

吉川市役所

松伏町役場